

愛媛県液化石油ガス販売事業者指導要綱

(目的)

第一条 この要綱は、愛媛県が所管する液化石油ガス販売事業者（以下「販売事業者」という。）が、関係法令を遵守して積極的に自主保安に取り組むグループを形成し、互いに保安水準の向上に励む仕組みを構築するとともに、県（消防防災安全課（以下「本課」という。）及び各地方局）が、個々に保安に取り組む販売事業者に対し、的確に関係法令を遵守し、保安活動を推進するよう指導することによって、愛媛県の液化石油ガスに関する保安の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 「自主保安活動グループ」（以下「グループ」という。）とは、販売事業者が関係法令を遵守して積極的に自主保安に取り組むために形成するグループのことをいう。

2 「帳簿等審査会」（以下「審査会」という。）とは、県が各販売事業者の法令遵守状況を帳簿等で確認するために行う審査会のことをいう。

(役割)

第三条 県は、販売事業者に対して、グループの形成を促すとともに、その適切な活動を支援するため、必要に応じて指導、助言を行うものとする。

2 一般社団法人愛媛県LPガス協会（以下「協会」という。）は、販売事業者の保安意識の向上を図るため、県と連携を密にして、会員の指導に努めるものとする。

3 グループは、代表事業者を中心として、自主保安活動に積極的に取り組み、グループの保安水準の向上に努めるものとする。

(グループの形成の申告)

第四条 グループを形成しようとする販売事業者は、自主保安活動グループ申告書（様式1-1）を事前に県へ提出するものとする。提出先は、グループを構成する販売事業者の販売所が二以上の地方局管内に設置されている場合には本課、一の地方局管内にのみ設置されている場合には当該販売所の所在地を管轄する地方局とし、他の報告書等も同様とする。

2 前項の申告において、グループを構成する販売事業者の販売所に基準の違反が認められる場合には、自主保安活動グループ構成事業者の基準違反に対する是正計画書（様式1-2）を添付しなければならない。

3 県は、申告書の内容が適当と認められる場合には、申告書を受理するものとする。この場合、收受印を押印した様式1-1の第一面の写しをグループの代表事業者に送付することにより、受理の通知に代えるものとする。

4 県は、前項の受理にあたり、条件を付することができる。

(活動の報告)

第五条 グループは、各年度の自主保安活動の実績を取りまとめ、自主保安活動報告書（様式

2) を翌年度の四月三十日までに県へ提出するものとする。

(グループを構成する販売事業者等の追加)

第六条 構成する販売事業者又は販売所を追加しようとするグループは、自主保安活動グループ変更申告書(様式3-1)を事前に県へ提出するものとする。

- 2 前項の申告において、追加する販売事業者に基準の違反が認められる場合には、追加事業者の基準違反に対する是正計画書(様式3-2)を添付しなければならない。
- 3 県は、グループを構成する販売事業者を追加することが適当と認められる場合には、申告書を受理するものとする。この場合、收受印を押印した様式3-1の第一面の写しをグループの代表事業者に送付することにより、受理の通知に代えるものとする。
- 4 県は、前項の受理にあたり、条件を付すことができる。

(変更の届出)

第七条 グループは、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、自主保安活動グループ変更届書(様式3-3)を県へ提出するものとする。

- 一 グループ名の変更
- 二 代表事業者の変更
- 三 構成する販売事業者又は販売所の削除に係る変更

(合併及び解散の届出)

第八条 グループを解散又は合併した場合は、遅滞なく、自主保安活動グループ解散届書(様式4)又は自主保安活動グループ合併届書(様式5)を県へ提出するものとする。

- 2 解散したグループを構成していた販売事業者は、原則、翌年度の審査会に出席しなければならない。

(自主保安活動グループ意見交換会)

第九条 グループの活動状況の成果及び課題等について、グループ、県及び協会が相互に確認・検討することを目的として、年一回、自主保安活動グループ意見交換会(以下「意見交換会」という。)を開催する。

- 2 意見交換会の構成は、グループ、県及び協会とする。
- 3 意見交換会へは、グループ代表事業者の代表者又は液化石油ガス業務主任者等の保安担当部署において責任のある地位にある者(以下「代表者等」という。)が出席するものとする。ただし、代表事業者の代表者等が出席できない場合、グループを構成する他の販売事業者の代表者等が、代理で出席することを認めるものとする。
- 4 意見交換会は、原則、五月後半から六月前半の間に開催するものとする。

(個別ヒヤリング)

第十条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該グループに対して個別ヒヤリングを行うものとする。

- 一 自主保安活動報告書の未提出又は提出遅延
- 二 自主保安活動グループ意見交換会への欠席

(審査会)

第十一条 販売事業者は、県が開催する審査会に出席しなければならない。なお、審査会の開催については、本課が作成する開催計画に従い、当該販売店の所在地を管轄する地方局から通知するものとする。

2 販売事業者は、審査会の出席にあたり、液化石油ガス販売所法令基準遵守状況調査票（様式6）に必要事項を記入のうえ、帳簿等審査会持参書類一覧表（別紙）に記載された帳簿等を持参するものとする。

3 販売事業所は、審査会に原則、四年に一度、出席を要するものとする。ただし、審査の結果、優良と認められた販売事業者は、次回の審査会の出席を五年後とする。また、重大な違反等があった販売事業者は、次回の審査会の出席を二年後とする。

4 県及び協会は、液化石油ガス販売事業者(所)法令基準遵守状況等審査票（様式7）により、帳簿等の確認を行うものとする。

5 グループに参画している販売事業者は、審査会への出席を免除するものとする。

(立入指導及び立入検査)

第十二条 県は、審査会等の結果、立入指導を要すると判断した販売事業者に対して、事前連絡のうえ、立入指導を行うものとする。

(地方局からの報告)

第十三条 地方局は、年度ごとに販売事業者に対する指導等の結果を取りまとめ、液化石油ガス販売事業者指導結果報告（様式8）を速やかに本課へ提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日に制定し、制定日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 15 日から施行する。